

御代田町ふるさと納税PR業務の募集について（実施要領）

1 業務名

令和7年度 町単 御代田町ふるさと納税PR業務

2 業務の目的

御代田町を応援するという思いに応えるため、また、地域の産業振興と町の財政確保のためふるさと納税を推進してきた。

近年、ポータルサイトの活用などにより、寄附額が増加している。ふるさと納税の更なる発展と地域経済活性化のためには、新規寄附者や寄附リピーター獲得のための効果的な施策を打っていく必要がある。

本業務では御代田町ふるさと納税事業に係るPRを通じ、御代田町の魅力発信・認知度向上を図ることで、本町への寄附を促進し、地域活性化を図ることを目的とし、次の業務を行う。

- (1) 本町の魅力や返礼品を全国にPRし、寄附額増加に向けた寄附の促進
- (2) 本町の魅力や返礼品を全国にPRし、寄附リピーター獲得の促進
- (3) ふるさと納税返礼品のPRを通じて、本町の認知度向上による本町への関心を高め、町内製品の消費や町への訪問・移住を促す。

3 業務内容及び選定方法

(1) 業務内容

御代田町ふるさと納税PR業務仕様書によります。

(2) 業務受注予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定します。

4 スケジュール

内 容	期 間
参加申込書提出期間	令和7年4月18日（金）から令和7年4月28日（月）
質問受付期間	令和7年4月18日（金）から令和7年4月28日（月）
質問書の回答期間	令和7年5月1日（木）
企画提案書の提出	令和7年5月1日（木）から令和7年5月15日（木）
1次選定（書類審査）	令和7年5月20日（火）
2次選定（プレゼンテーション）	令和7年5月26日（月）午後2時から
選定結果の通知	令和7年6月上旬頃の予定

5 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

6 業務想定金額

上限7, 700千円(税込)とします。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、見積比較において使用するものであり、企画内容の規模を示すためのものであることを留意願います。

※参考見積書の金額が業務想定金額を超過した場合は失格とします。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 - ウ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者
 - エ 破産法(昭和16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
 - オ 銀行取引停止処分がなされていない者会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) プロポーザル参加の申請に当たり提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) ふるさと納税関連業務を地方自治体との間で契約締結した実績を有していること。

8 参加申し込み

「7 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので留意願います。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

ウ 業務実績書(様式3)

※類似事業を企画運営した実績について、契約書の写し、その企画内容や成果がわかる資料を添付すること。

エ 誓約書(様式4)

オ 事業所所在地の納税証明書(法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税)。

※納税証明書については、3ヶ月以内に発行したもので、原本、写しどちらでも可

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

電子メール、持参または郵送等により提出してください。電子メールの場合、件名は「御代田町ふるさと納税PR業務プロポーザル参加申し込み」としてください。持参の場合は、事前に電話連絡してください。郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認願います。

(4) 提出期間

令和7年4月18日（金）から令和7年4月28日（月）までです。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯にお願いします。

(5) 提出先

御代田町政策推進課政策推進係

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

TEL:0267-32-3111（内線198）

E-mail: seisaku@town.miyota.nagano.jp

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和7年4月30日（水）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知します。

(7) 参考資料

企画提案に当たり必要となる過去の実績数値等に関する資料については、参加を承認した申込者に対し、令和7年4月30日（水）までに参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで提供します。

(8) 質問等

参加申し込み及び業務の内容等に関する質問等については、「8 参加申し込み」の「(5)提出先」のメールアドレスにおいて、令和7年4月28日（月）まで受け付けます。なお、質問は参加申込者からのみ受け付けるものとし、質問等に対する回答は、令和7年5月1日（木）に電子メールで参加申込者全員に回答します。

9 企画提案

「御代田町ふるさと納税PR業務仕様書」の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出願います。なお、提出された書類は返却できません。また、提出期限内においては、企画提案書等の修正または変更は可能です。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・御代田町ふるさと納税PR業務に関する基本的な考え方を示し、「御代田町ふるさと納税PR業務仕様書」を踏まえて企画提案書を作成してください。
- ・規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で30ページ以内を原則とします。

- ・1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨、目標などを、簡潔にわかりやすく記載してください。提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

イ 工程表（任意様式）

業務スケジュールと、企画提案者と御代田町の役割分担をA4版で記入してください。なお、ふるさと納税の性質上、年末に申込みが増加する傾向にあるため、企画する広告の性質などをふまえ、その効果が最も発揮される業務スケジュールを構築してください。

ウ 実施体制調書（様式5）

エ 見積書（任意様式）

A4版で、業務名と金額（税込み）、積算内訳を記入してください。「6 業務想定金額」及び仕様書内「4 業務内容」に注意の上で記入することとし、どの業務がそれぞれ「寄附金額増加策」及び「寄附件数及びリピーター増加策」に関連する業務かが分かるように記入してください。

(2) 提出部数

ア～エまでを1部として整理し、企画提案者名が記載された書類一式を1部、企画提案者名が記載されていない書類一式を7部提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送等で書類一式を提出してください。また、書類一式のデータを電子メールにて提出してください。

(4) 提出期限

令和7年5月1日（木）から令和7年5月15日（木）までです。持参は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

「8 参加申し込み」の「(5) 提出先」と同様です。

10 審査方法

業務受注予定者の選定は、「御代田町ふるさと納税PR業務プロポーザル審査委員会」の審査において、次により決定します。なお、審査は非公開とします。

(1) 1次選定（書類審査）

企画提案書等の提出書類の内容により上位4社を選考します。ただし企画提案書の提出が4社に満たない場合は、1次選定を省略します。

実施予定日：令和7年5月20日（火）

1次選定の結果については、電子メールにより通知します。

(2) 2次選定

1次選定から選考された者に対し、2次選定を行います。

ア 企画提案のプレゼンテーションを「11 プレゼンテーション」により行います。

イ プレゼンテーションの内容を評価し、「御代田町ふるさと納税PR業務プロポーザル審査基準」に基づき審査します。

ウ 「御代田町ふるさと納税PR業務プロポーザル審査基準」の評価点が最も高い企画提案者を、業務受注予定者として選定します。

エ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、「御代田町ふるさと納税PR業務プロポーザル審査委員会」の議決により、業務受注予定者を決定します。

(3) 審査基準

「御代田町ふるさと納税PR業務プロポーザル審査基準」に基づき、下記の配点で審査します。

評価項目及び配点（合計200点）

ア 企画提案の内容 90点

イ 実態の把握・分析 60点

ウ 作業計画、予算の内容 30点

エ 業務の実施体制及び実績 20点

(4) 評価の算出方法

選定委員は審査項目ごとにA～Eの5段階に評価します。

A：非常に優秀 B：優秀 C：普通 D：やや劣る E：劣る

審査項目ごとの評価点は、5段階で評価したA～Eのそれぞれの係数(A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4 E：0.2)を乗じた点数とし、その合計を総得点とします。

(5) 選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定に関する異議等は一切受け付けません。

11 プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和7年5月26日（月）午後2時から

(2) 実施場所（予定）

御代田町役場2F 庁議室

(3) 実施時間

1 企画提案者につき30分以内とし、概ねプレゼンテーションを25分以内、質疑応答を5分以内とします。

(4) プレゼンテーションの方法

「9 企画提案」の「(1) 提出書類」に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとします。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めません。なお、プレゼンテーションは非公開とします。

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「7 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、「御代田町ふるさと納税PR業務プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合
- (6) 見積書の見積金額が「6 業務想定金額」の範囲を超えている場合

13 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

14 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。その場合においては、プロポーザルに要した経費を御代田町に請求できません。

15 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、御代田町は決定した業務受注予定者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結します。

16 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

御代田町政策推進課政策推進係

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

TEL:0267-32-3111 (内線198)

E-mail : seisaku@town.miyota.nagano.jp

17 その他

このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、御代田町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があります。